

デンマーク計画法改正にみる農村地域における開発許可緩和とコンバージョンビレッジ制度導入について

Deregulation of development permission in land zones and the introduction of conversion villages under the revision of the planning law

大平航己*・鶴田佳子**

Koki Ohira *, Yoshiko Tsuruta**

This study examines the land use system in land zone under the Danish Planning Law and amendments to the Law, which was revised in June 2017. According to the Law, land zones are zones other than urban or summer cottage zones, and their development requires a “land zone permit.” In the 2017 revision to the Law, development permission in land zones was deregulated, and the concept of a conversion village was introduced. This concept was put forth to make the land zones more attractive to live in. Development is not expected in a conversion village; rather, it is intended to be a sustainable village. Therefore, a new, different system that is formulated for development is necessary.

Keywords: Danish Planning Law, land zone, conversion village, development permission, Denmark

デンマーク計画法, 農村地域, コンバージョンビレッジ, 開発許可, デンマーク

1. 研究の背景と目的

人口減少時代を迎えるにあたり、コンパクト+ネットワークの都市構造が指向されているが、集約した拠点は都市域のみでなく、都市縁辺地域といった農村集落が点在する地域についてもその必要性が指摘されている^{1) 2)}。しかし、本来市街化抑制を前提としている市街化調整区域においては、土地利用規制と住宅以外の生活関連施設等も含んだ計画的な土地利用との間に齟齬を生じていることも指摘されている^{3) 4)}。

また、日本の土地利用制度については、国土利用計画法に基づく5区分（都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域）や都市計画法に基づく都市計画区域内外・区域区分（線引き）等により指定された地域に連動して個別の法制度に依拠する土地利用規制が運用される。加えて、新たに導入される制度もそれらの地域指定をベースに運用されるという硬直的な運用に課題を抱えている。

例えば、コンパクト+ネットワークの実現化施策としては、都市計画区域内においては立地適正化計画があり、都市計画区域外については国土のグランドデザイン 2050 に基づく小さな拠点がある。しかし、立地適正化計画については、市街化調整区域の開発許可制度の運用と立地適正化計画施策との連動を欠くことで、都市として一体的な拠点設定や施設誘導が図れない課題が指摘されている^{1) 3) 5)}。また、市街化調整区域や都市計画区域外についても適用できる小さな拠点も、拠点等の空間整備が困難な農振農用地の特例緩和が適用される地域再生土地利用計画を策定した市町村はなく⁶⁾、運用へのハードルの高さが窺える。

以上の視点から、本研究では、国土全体において、成長、雇用、定住の機会を強化することを目的に、2017年および2019年に農村地域での新たな開発機会を含めた、改正が行

なわれたデンマーク計画法(planloven)の改正内容および新たに創設された制度を把握する。このことによって、都市縁辺地域といった農村集落が点在するような低密度地域においても持続可能な居住地、産業活動の場となるための土地利用方策の知見を得ることを目的とする。

加えて、都市地域や農村地域を含めた国土全体の包括的な空間計画の根拠法となっているデンマーク計画法を取り上げることで、都市農村地域にも跨る包括的土地利用制度の知見が得られることも期待できる。

2. 既往研究と本研究の位置づけ

デンマーク計画法を取り上げた既往研究として、吉武哲信氏・出口近士氏らによる、計画法を根拠とするデンマークの土地利用制度の概要を示すとともに、県レベルの広域計画である地域計画の策定過程を明らかにした 2003 論文⁷⁾がある。また、文献 7) の後続研究である 2005 論文⁸⁾では、1997 年計画法改正による郊外型大規模小売施設開発禁止に伴う、土地利用計画における小売商業規制制度を明らかにしている。文献 8) では、1997 年改正計画法の主要な論点であった都市部での大規模小売施設の立地規制と、農村部における自然保護と農業的土地利用のコンフリクトおよび過疎農村集落の問題等のうち、前者を取り上げたものである。一方、後者の農村部の課題については言及していない。

また、西英子氏によるフィンガープランの計画理念と都市成長戦略を評価した 2004 論文⁹⁾と 2011 論文¹⁰⁾がある。これらの論文の中で計画法については、2004 論文では計画法前身となるデンマーク都市計画法（1925 年制定）から各関連法が統合され 1992 年計画法制定に至る経緯を示し、2011 論文では、2007 年地方自治再編成¹⁾に合わせて改正

* 学生会員 岐阜工業高等専門学校専攻科先端融合開発専攻(National Institute of Technology, Gifu college)

** 正会員 岐阜工業高等専門学校建築学科(National Institute of Technology, Gifu college, Dept. of Architecture)

された計画法の概要に触れている。特に 2007 年改正計画法の主目的の一つとして「包括的な計画と経済的考察に基づく国全体、各地方自治体における適切な開発」を挙げており、包括的な空間計画理念が更に推進されていることを示唆している。具体的には、大都市周辺の大型商業施設による中小都市の小売業や地方のビジネスへの圧迫に対し、文献 8)でも紹介された 1997 年改正による小売業に関する規制のその後の簡素化、具体化する改正により、中小都市中心市街地の開発を促進させ、商業施設への容易なアクセスが保証されたと指摘している。このことは、デンマーク計画法が継続して、包括的な空間計画を目指し発展しており、2017 年および 2019 年計画法改正もその延長線上にあることを示唆している点で興味深い。フィンガープランを中心とした研究成果であり、農村地域の土地利用制度については言及していない。

一方、デンマーク計画法およびそれに基づく空間計画に関わる海外既往研究としては、50 年間にわたるデンマーク空間計画が目指してきた方向性と役割を論じた Daniel Gall and 氏¹¹⁾や公開討論の場において計画法がデンマークの成長を妨げていると討論されるようになった背景や経緯を分析した Kristian Olesen 氏¹²⁾、デンマークの農村地域の課題や将来の見通しを論じた Helle Nørgaard 氏¹³⁾の研究成果があるが、2017 年計画法の改正の具体的内容について分析した研究はない。

以上の既往研究の成果を踏まえ、本研究では、これまで日本国内で取り上げられてこなかったデンマーク計画法における農村地域の土地利用制度について明らかにするとともに、農村地域の土地利用制度改善を含んだ 2017 年および 2019 年改正計画法の内容を分析考察することで、文献 8)でも指摘されている農村部の土地利用課題への対応策について考察する点に特徴がある。

3. 研究方法

(1)まず始めに、デンマーク計画法の内容全般について、各省庁が提供する法律情報がまとめられている retsinformation.dk¹⁴⁾ および計画法の最新版 (2019 年 1 月 9 日制定)¹⁵⁾より把握した。

次に、本研究の研究対象である、計画法の 7 章「区域区分と農村地域の管理」に規定される開発許可制度については、文献 14)15)に加えて、国が作成した農村地域における

土地利用ガイダンス¹⁶⁾も参照し、把握した(4 章)。

(2)また、計画法改正の経緯及び改正内容については、デンマークの土地利用を所管する産業省ホームページ¹⁷⁾掲載の合意文書「政府およびデンマークの民主党、デンマーク人民党、デンマーク保守党間の合意」¹⁸⁾(以下、2016 合意文書)、2017 年計画法改正の変更箇所を記した文献¹⁹⁾デンマーク議会ホームページ掲載の審議の過程²⁰⁾および既往研究 11)12)13)より、欧州地域における空間計画の動向も併せて把握した(5,6 章)。

(3)最後に 2017 年計画法改正で新たに導入されたコンバージョンビレッジ (omdannelseslandsbyer, conversion village、以下 CV と略す) 制度については、産業省ホームページ²¹⁾掲載「持続可能な集落検討委員会の報告書」²²⁾および「C V 運用指針(Vejledning om planlægning for omdannelseslandsbyer)」²³⁾により把握した (7,8 章)。

4. デンマーク計画法と農村地域における開発許可制度

4-1 デンマーク計画法の構成と土地利用制度の枠組み

デンマークの土地利用に関わる基本法である計画法は表 1 に示すように、国が策定する国土計画 (2 章)、市の開発のための全体的な政策目標を取りまとめた市全域の空間計画の方針を示すコムーネプラン (4 章)、対象となる地区をどのように開発、利用されるべきかを規定し、法的拘束力を持ってコムーネプランの実現を図るローカルプラン (5 章) 等を網羅する法体系となっている。

土地利用制度の枠組みとして、計画法の 7 章 34 条によってデンマーク国土は都市開発や公共目的のために指定される都市地域(byzone)⁽²⁾、夏季利用の住宅地域として指定される夏季住宅地域(sommerhusområde)⁽³⁾、上記 2 つ以外の農村地域(landzone)⁽⁴⁾の 3 つのゾーンに分割されている(計画法 34 条)。国土全体のうち、都市地域が 5.5%、夏季住宅地域が 1.2%を占め、それ以外の国土は農村地域に分類される²⁴⁾(図 1)。

これらのゾーン区分は市の計画であるコムーネプランによって定められるが、ローカルプラン策定によって、農村地域から都市地域や夏季住宅地域へ転換できる(計画法 15

表 1 デンマーク計画法の構成

1章(1条)	目的	6章a(33a条~33b条)	ローカルアジェンダ 21
2章(2条~5条)	国土計画	7章(34条~38条)	区域区分と農村地域の管理
2章a(5a条~5b条)	沿岸地域の計画	8章(38a条~41条)	夏季住宅
2章b(5c条~5d条)	集落に関する戦略的計画	8章a(41a条)	通年住宅の柔軟な使用
2章c(5h条~5j条)	首都圏での計画	9章(42条~44条)	地役権
2章d(5l条~5t条)	小売業の計画	10章(45条~46a条)	ゾーン移転
2章e(5u条)	難民のための仮設住宅	11章(47条~50条)	収用、財産の引継ぎなど
3章	削除	12章(51条~51a条)	管理
4章(11条~12条)	コムーネプラン	13章(52条~57a条)	行政規定等
5章(13条~21a条)	ローカルプラン	14章(58条~62条)	上訴および訴訟
5章a(21b条~22c条)	インフラ開発契約	15章(63条~64条)	合法化と罰金
6章(22a条~33条)	計画の作成と廃止	16章(65条~70条)	発効および移行措置に適用される規定

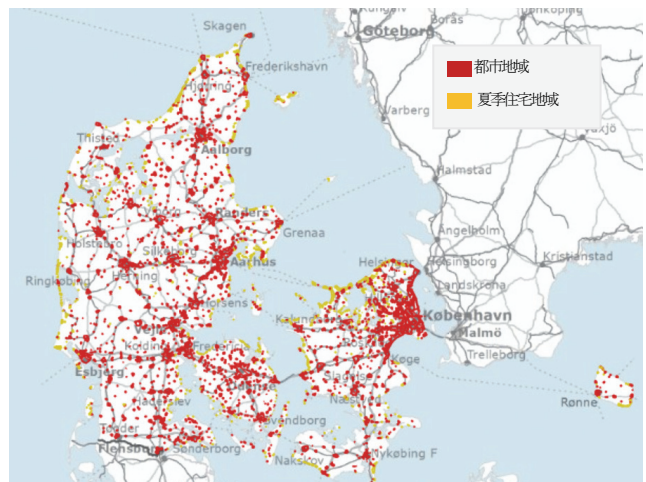


図 1 デンマークのゾーン区分²⁵⁾

条2項1号)。また逆に、ビュープラン⁽⁵⁾やローカルプランの廃止(計画法33条)、およびコムーネプランに準拠した市議会の決定により、都市地域や夏季住宅地域から農村地域に戻すこともできる(45条1項)。

4-2 農村地域における開発許可(Landzonetilladelse)⁽⁶⁾

農村地域に建築物を建設する場合、建築者は建築許可に加え、開発許可を市議会に申請する必要がある⁽⁷⁾。

原則として農村地域での開発には開発許可が必要であるが、ガレージ、カーポートなどの小規模な建物の建設、ローカルプランに定められている範囲内の建築等は例外として開発許可なしに開発が認められる(計画法36条)。

市議会は申請内容を検討し⁽⁸⁾、開発許可の決定の判断を下すが、その前に近隣住民に申請に関する書面情報を与え、コメントする機会を与えなければならないと規定されている(計画法35条4項及び5項)。ただし、市議会はその申請が近隣住民にとってあまり重要でないと判断した場合、このプロセスを省略することが可能となっている。また、市議会が、申請したプロジェクトについてローカルプラン策定が必要と判断した場合、申請者にその決定を通知することとしている⁽¹⁷⁾。また、道路や鉄道に関わる関連法など、他法令との関係についても考慮する必要があり、他法令に関連して必要となる許可がされている場合にのみ、開発許可は承認される。そして、承認された開発許可の内容はホームページへの掲載が義務付けられている⁽⁹⁾。

5. デンマーク計画法改正背景と経緯

5-1 デンマーク及び欧州における空間計画の評価の流れ

デンマークにおいて包括的な空間計画の必要性は1950年代中頃から議論となり、都市のスプロール化や生活条件の低下等が課題として挙げられた。国土計画の議論としては、不均衡と不平等への対処が不可欠となり、「福祉国家の空間的表現」を理論的根拠として整理され、1970年代の法制度整備に繋がる⁽¹¹⁾(5-2で詳述)。

その後、1990年代に入ると、欧州全体の空間計画システムの考え方が、それまでの規制のアプローチから、経済的繁栄、環境の質、社会的平等を追求し、これを国土全体でバランスよく促進するとする戦略的計画へと転換する。こうした中、都市周辺地域における課題は2000年以降のEU政策の重要課題としても取り上げられ、地域の競争力、雇用、成長によって国土全体として平等に配慮した経済成長を目指すとしている⁽¹³⁾。これに対し、文献12)では、計画が成長を妨げているという認識は少なくとも過去30年間、世界中で政治的および公的な議論の一部となっており、ヨーロッパ諸国でも過去数十年間で空間計画への批判やそれに伴う改革の波が生まれていると指摘している⁽¹⁰⁾。

こうした状況の中、デンマークにおいて2000年以降に計画法改正によって行われた規制緩和について、文献13)では、無計画に分散する集落を許容する規制緩和はサービス供給の観点から将来的に市の計画へのリスクをもたらす懸念がある、人口減少下で既存住宅ストックが過剰になって

いる状況で新たな住宅地開発は必要があるか疑問である、といった問題点を指摘している。

その後、2017年法改正の発端となった2016合意文書⁽¹⁸⁾に記された計画法改正背景の理由でも、「今日の計画法は、自治体に成長と発展を生み出すことができる企業と市民の主導とコミットメントを可能にするにあたり、多くの課題を引き起こしている。」とあり、2000年以降の規制緩和策では戦略的計画への転換として、十分な成果が得られていないことが窺える。

以上のように、本論で取り上げる2017年以降の計画法改正は、1990年代以降、規制のアプローチから戦略的計画へと移行した空間計画の考え方を更に、具現化するための土地利用規制に関わる法改正とみることができる。

5-2 計画法改正背景と改正経緯

デンマーク計画法の成立経緯は文献9)11)に詳しいが、1925年にデンマーク最初の都市計画法が制定され、その後、人口1000万人以上の都市に包括的なビュープラン⁽⁵⁾を義務付けた1938年改正、都市のスプロールを制御し、農村地域を保護するための都市開発計画を盛り込んだ1949年改正がなされた。これらの改正を経て1970年代に成立した都市および農村地域法(By-og landzonelonen, 1970年)、国土地域計画法(Lov om lands- og regionplanlægning, 1974年)、市計画法(Kommuneplanloven, 1977年)の規制を統合し1992年に計画法が制定された^(9) 11)。

その後の計画法改正の経緯は文献7)10)11)に詳しいが主要な改正として、1997年改正と2007年改正がある。1997年改正は郊外型大規模小売店立地に伴う、環境問題、福祉、中心市街地衰退と郊外化による環境問題や車を持たない世帯に対する福祉問題等を踏まえた小売業に関する規定の改正である。一方、2007年改正は地方自治体再編に伴う改正であり、改正の主目的の一つに「包括的な計画と経済的考察に基づく国全体、各地方自治体における適切な開発」が挙げられている⁽¹⁰⁾。この2007年改正により、自治体が都市・農村両方の計画を担当し、自治体の計画は、開発と土地利用の中心的な計画としての新たな役割を担うこととなった^(24) 26)。

2016年6月、デンマーク政府は、国土全体として自然環境も維持しつつ、バランスの取れた環境づくりを目標とし、デンマーク全土において、成長、雇用、定住の機会を強化する必要があると考え、これらの課題に対処するために2016合意文書⁽¹⁸⁾が政府および3政党によって作成された。この2016合意文書⁽¹⁸⁾をもとに計画法および関連法の改正案が提案され、デンマーク議会の産業、成長および輸出委員会(Business, Growth and Export Committee)にて2017年2～5月にかけて審議がなされた⁽¹¹⁾。その後、2017年6月1日に採択、2017年6月15日に施行された⁽²⁰⁾。

その後、2016合意文書⁽¹⁸⁾を受けて、2017年7月に産業大臣が集落の持続可能性について焦点を当て検討していくための持続可能な集落検討委員会(Levedygtige landsbyer udvalget)(7章で詳述)を設置した⁽¹²⁾。そして、持続可

能な集落検討委員会は2018年4月9日に集落の現状や持続可能な集落の条件等を取りまとめた、17の勧告(表2)を含む報告書(Landsbyerne-nu og i fremtiden)²²⁾を発表している。

この17の勧告の1番目に示された(表2)「自治体の農村地域と集落に関する戦略的計画をコムーネプランへ記載する必要がある」とした勧告に従い、再び計画法を改正する案が2018年10月3日に議会に提出され²⁷⁾、2018年12月18日に採択²⁰⁾、2019年1月9日に施行された²³⁾。

この戦略的計画では、自治体は、集落の将来目標を設定し、集落のさまざまな課題への対応、開発の機会の促進のための開発に関する対策を説明するとともに、他の集落との協力によって補うことができる可能性を考慮することも重要な点としている²⁸⁾。

6. 2017年計画法改正内容

6-1 改正項目

2017年6月1日に採択された計画法改正は、1)沿岸域の継続的な保全による新たな開発機会と海岸保全、2)農村地域と生産産業における新たな開発機会、3)小売商業の開発機会の改善、4)より自由な枠組み、投資および管理の緩和、5)一般住宅・都市開発等、6)その他の取り組み(航空、バイオ燃料、集落、観光、生産)の6項目があり、何れも開発機会を促進するための内容となっている¹⁸⁾。これらのうち、本論で取り上げるのは「2. 農村地域と生産における新たな開発の機会」のうちの農村地域における新たな開発の機会である。

6-2 農村地域の新たな開発の機会に関する改正内容

2017年の法改正によって、新たに設けられた農村地域における開発の機会をまとめると以下の3つとなった。

(1)起業家・企業による空き家や使用されていない建築物の利活用

改正の背景として、まず、農村地域の現状として、大規模かつ効率的な農場への統合といった農業における構造的発展を背景に、農家住宅の空き家、廃校になった校舎、古くなった酪農場が増加している。また、住宅市場の低迷や人口の減少により、特に人口の少ない地域に空き家や使用されていない建築物が生じている点を指摘している¹⁸⁾。

そして、こうした空き家等は比較的安価であり、起業家や企業にとって、地域の成長と発展の可能性を提供することができるとし、本改正では、これまで農業用建築物の利活用のみに適用していた規則を、使用されていないすべての用途の建築物に適用することとなった¹⁸⁾。具体的には使用されていないすべての用途の建築物について開発許可なしに、一戸建住宅、工芸及び産業事業、小規模店舗(250㎡まで)、倉庫およびオフィス、弁護士や医師、会計士などの職業や団体および余暇目的の用途での使用が可能となった(計画法37条2項)。

ただし、建築許可は引き続き必要とされるため、増改築の際には建築規則に従う必要があるとしている¹⁸⁾。

(2)現在の農業に対応した新築および改築の新たな枠組み

農場の大規模経営化という農業の構造的発展を踏まえ、農業従事者は、開発許可なしに、畜産施設(肥料タンク、馬小屋など)を除き、農業生産施設を建築することが可能となった。同様に、既存の養殖場についても運営上、商いとして必要な小規模建築物について開発許可なしに建築が可能となった¹⁸⁾。

(3)魅力的な集落への転換と発展のための新たな機会の創出

法改正以前、自治体が計画を通じて積極的に集落を發展させることは多くの規制によって制限されていたとした上で、農村地域で魅力的な居住地を創出するために、自治体が戦略的計画に基づいて指定するCV制度を新たに導入したとしている¹⁸⁾。(8章で詳述)

以上のように、2017年計画法改正により農村地域に与えられた新たな開発の機会は、(1)移住者や産業誘導のための空き家利活用制限の緩和、(2)農業経営の大規模化を反映した農業関連施設の立地緩和、といったこれまでの規制の緩和に関わるものであった。それに対して、(3)魅力的な集落への転換と発展のための新たな機会として導入されたCVは、集落というエリアを対象に自治体が計画を通じて魅力的な居住地を創出するための制度であると言える。

計画法および関連法改正に関するデンマーク議会の産業、成長および輸出委員会での審議の過程⁽¹¹⁾では、前者にあたる農村地域の開発規制の緩和については、フィンガープランや自然保護法といった他法令の土地利用規制が脅かされないかとの懸念(6件)や新たな開発が認められる建物用途に運送業を追加して欲しい(4件)といった意見があり、他法令の規定を引き続き遵守すること、周囲に影響のある運送業は追加しないとの見解が述べられている。一方、CVについては、ローカルプランとの違いやフィンガープランの緑のくさび部分⁽¹³⁾でのCV制度の活用のは是非を問う意見があった。こうした意見に対しては、CVは既存集

表2 持続可能な集落検討委員会による17の勧告

1	自治体の農村地域と集落に関する戦略的計画
2	自治体によるそれぞれの集落と農村地域の評価づけ
3	自治体指定の再建地域1)での特別な取り組み
4	住宅の改修、解体の取り組みを強化
5	農村地域にある住宅の解体による人件費を含めた住宅手当制度2)への拡張
6	建物改修のための新たな資金調達の仕組み
7	利用可能な土地への住宅移転の機会
8	現代の住宅ニーズに対応した多様な住宅開発
9	景観や自然との調和と自然へのアクセスの増進
10	近接した公共サービスを提供するための長期計画
11	新たな公共交通の開発
12	施設とコミュニティ活動の共有化
13	デジタルインフラストラクチャ(テレワーク等)の向上
14	地域の可能性を重視した事業展開
15	職場から遠くに住む人の通勤支援
16	自治体と地域コミュニティ間のより緊密な対話と協力
17	地域コミュニティの活動のための機会や施設の提供

1) 大幅な改善を必要とし、市民の関与も少なく、即時対応は見込めないとして自治体が指定した地域。

2) 住宅手当制度(BoligJobordningen)は、2011年に住宅改修(清掃、園芸等)による労働賃金の税控除を伴う一時的な計画として導入され、2018年より恒久化した。

落に新たな境界線を定め、集落全体として維持発展する機会を与えるという意味で、開発エリアのみを定めるローカルプランとは異なること、全土に平等に開発の機会を与える制度ではあるが、フィンガープランを遵守するため、くさび部分での指定はできないとの回答がなされている²⁰⁾。

7. 持続可能な集落検討委員会

7-1 持続可能な集落検討委員会のビジョンと業務内容

持続可能な集落への転換と更新のための具体的な勧告、およびデンマーク全体の成長と開発に対する政府の戦略に寄与することを目的とした、持続可能な集落検討委員会¹⁴⁾ (以下、7章では委員会) が、産業大臣によって2017年7月に設置された。

まず、始めに委員会は、持続可能な集落を「集落が単独で、または他の集落や大都市との相互作用の結果として、多様な居住者の現代ニーズにマッチした住宅、雇用機会、ビジネスの確立、社会的つながり、公共および民間サービス、スポーツ施設、交通、デジタルインフラストラクチャ等への利便性を提供でき、これらが新規居住者にとって障壁とならない集落」と定義している。そして、委員会は、デンマークにはすべての年齢層の市民に充実した生活の枠組みを提供できる可能性のある集落が多くあるとし、農村地域に魅力的な居住地の機会を与えることを2030年までのビジョンとして掲げている。

委員会に与えられた業務は1)居住者のみでなく、難民、企業、団体なども含めて持続可能であると判断される集落の特徴を明らかにし、課題と機会を見定め、具体的な評価と勧告を行うこと、2)農村地域にCVを指定するための新たな機会を検討し、勧告を行い、それによりCVに関する運用指針作成に寄与することである。

7-2 持続可能な集落の基準

委員会は、17の勧告(表2)をもとに持続可能な集落を特徴づける基準として、1.現代の住宅ニーズに対応した多

様な住宅開発、景観と自然と調和した魅力的な地域環境、2.公共および民間サービスへの近接性、3.雇用のためのアクセシビリティと良好な企業立地の機会、4.社会的および文化的つながり、の4つを挙げている²²⁾。これは持続可能な集落としての目指すべき将来像を示しているともみることができる。また、集落が持続可能であるためには、4つの基準すべてが等しく満たされる必要はなく、近隣の地域コミュニティ、地域の労働市場や中心都市との相互作用も考慮する必要があるとしている²²⁾。

そして、委員会の報告書²²⁾では持続可能な集落として認められる集落の例として、Horslunde (Lolland 市)、Ebbstrup (Assens 市)、Knebel (Syddjurs 市)、Sdr. Rubjerg (Hjørring 市)、Vallekilde (Odsherred 市)、Nordby (Fanø 市)の6つを挙げているが農村地域に存在する集落と都市地域に存在する集落があり、各市の2020年4月現在の人口は3,477~64,427人²⁹⁾、対象とした集落の人口は約200¹⁵⁾~約1,300人²²⁾とばらつきがみられた。

例えば、Horslunde (675人,市人口40,966人)は図2に示すようにローカルプランが策定された都市地域にあたるが、過去にビレッジオブザイヤー(Årets landsby i Danmark)¹⁶⁾2回受賞するなど魅力的な街並みが住民や職人、起業家を引き付ける枠組みを提供しているとして紹介している。

一方、Vallekilde (130世帯¹⁵⁾,市人口32,905人)は農村地域に存在する集落である。集落内には高等教育機関である寄宿学校があり、強力なコミュニティとデジタルメディアを活用した発信に力を入れているとして紹介している。

8. コンバージョンビレッジ

8-1 コンバージョンビレッジ運用指針

持続可能な集落検討委員会の勧告を考慮して、CV運用指針案³⁰⁾が作成された。この草案は、2018年12月20日に産業省ホームページにて公開され、2019年2月13日までのパブリックコメント期間を経て、2019年4月13日に議会に提出された³¹⁾。パブリックコメント期間に、自治体等行政機関98件、協会・組織団体356件、教育機関および大学教授12件宛に産業省より文書³²⁾が送られ、コメントを求めている³³⁾。その後、2020年1月に確定版がホームページ²¹⁾に公開されている。

CV運用指針²³⁾は、1.序論、2.上位計画での位置づけ、3. CV指定のための戦略的計画、4.CVの具体的な指定について、5.架空の適用例、6.その他法令の検討、の6章で構成されている。以下、CV運用指針をもとに制度の内容を示す。

8-2 コンバージョンビレッジの位置づけとローカルプランおよびコムーネプランとの関係

今回の法改正で、農村地域で魅力的な居住地を創出するために導入されたCVは、周辺の森、川、その他の自然地域へのアクセス、田園風景など、移住者にとって魅力的であり、限定的な建築機会を創出する際に活用できる特性を備えた集落を対象としている²³⁾。ローカルプランを必要とする、大規模開発の必要がある集落を対象としておらず、



航空写真にポータルサイト²⁵⁾に示されているローカルプラン範囲を追記
図2 持続可能な集落の例 Horslunde (Lolland 市) のローカルプランと都市地域を示す図

ローカルプランの策定が必要でない計画の場合に、住宅を建築したり、中小企業を立地したりするための要望を満たすための枠組みを提供するとしている²³⁾。

また、2019 年計画法改正により、自治体は「集落のための戦略的計画」を 2019 年 7 月策定以降の各自治体のコムーネプランに記載することが義務付けられた。この戦略的計画に沿って、自治体は CV を指定する場合、コムーネプランの中に CV の目的や目標、CV の指定区域を示した図を記載する必要があるとしている²³⁾。これらは、CV のための独立したガイドラインを設ける場合と、土地利用ガイドライン(retningslinjer for arealanvendelsen)⁽¹⁷⁾ に含めて記載する場合がある²³⁾。

8-3 コンバージョンビレッジの指定

CV は各自治体が 4 年ごとに 2 つまで指定することができる。自治体は、CV の対象となる集落の優先リストを作成し、最初に指定される 2 つを決定することが可能だが、その際、CV 運用指針²³⁾ では、以下の 3 つの点を注意しなければいけないとしている。

- 1) CV には、人口減少している農村地域の集落を含める必要がある。
- 2) CV の指定は国益に準拠し、他の法律の下で適用される規制に準拠する必要がある。
- 3) 大都市圏に近い CV では、大都市圏の計画に関するルールを尊重する必要がある。例えばフィンガープランの緑のくさび部分の農村地域に CV の指定はできない。

また、CV は自然保護地域⁽¹⁸⁾ と重なる場合があり、これにより自然エリアを CV に含めることができ、集落自体やアウトドアライフができる環境が地域の魅力を高めることができると考えられている。この場合、ガイドラインに自然保護地域をどのように考慮するかを記載する必要があるとしている²³⁾。

8-4 境界線の定め方

CV が指定される地域では、これまでの集落の境界線とは別に新たに境界線を引くことができ、住宅や中小企業をより適切かつ魅力的に配置できる可能性を広げることができるとしている²³⁾。しかし、これによって既存の住宅の眺望が損なわれたり、裏庭に新しいアクセスパスが出現した

りする可能性があるため、CV の境界線の決定、住宅の再配置をする際の注意点として CV 運用指針では、以下の 5 点が示されている(図 3)²³⁾。

- 1) 古くなった建物や騒音・臭気影響ゾーン、交通渋滞する道路に近接する住宅を取り壊し再配置する。
- 2) 再配置される住宅は、既存の生産産業、農業、風力タービン、豚農場などの騒音・臭気影響ゾーンを避けて指定する。
- 3) Natura 2000⁽¹⁹⁾ の範囲内だけでなく近接するエリアも考慮する。
- 4) 新たに策定する境界線が細長い形になると集落中心部までの距離が長くなるため、境界は適切な丸みを帯びた構成にする必要がある。
- 5) 丸みを帯びた構成であっても不必要に大きなエリアを含んではならない。

境界線の拡大は既存の建物から 100m までといった所定の距離に基づいて行うものではなく、集落の大きさや環境によって異なる場合がある。ただし、そこには、既存の都市との視覚的繋がりや培ってきた関係が存在していなければならないとしている²³⁾。

以上のように、CV による開発は自然環境、住環境に最大限配慮しつつ、まとまりをもった形状を想定し、必要最小限のエリアでの開発に留めるための境界線が求められていると言える。

8-5 住民参加とその他法令との関係

8-4 で述べたように新たに境界線が引かれ、住宅が再配置されることによって、既存の環境が大きく変化する可能性がある。そのため、運用指針では、CV の指定、境界の策定は既存の居住者を巻き込み、それによる地元の人々と利害の対立を生じさせないために緊密な対話や、市民との協力が非常に重要であるとしている²³⁾。

また、CV のエリアと家畜法、環境保護法、自然保護法、森林法などで規定されているエリアは重なることがあるとしている。この場合それぞれの法律に準拠する必要がある。例えば、家畜法では、家畜農場の拡大の可能性、臭気や騒音を考慮する必要があるとされているため、これらを考慮した CV の境界線の策定が求められる²³⁾。

9. まとめ

2017 年 6 月および 2019 年 1 月のデンマーク計画法の農村地域での新たな開発機会を含めた改正は、1990 年代以降に欧州全体の空間計画システムの考え方が、規制的アプローチから戦略的計画へと転換した延長線上にあることが分かった。特に、デンマークでは、2000 年以降、計画法改正によって行われた規制緩和についての課題も指摘される中、地方自治体の戦略的計画ツールである CV を導入した法改正であることが分かった。

具体的には、2017 年および 2019 年計画法改正により、農村地域の開発許可について、空き家や廃校となった校舎等の増加や農業形態の大規模化に対応して、使用されてい



Modemisering af planloven Juni 2017³⁴⁾ 掲載図に加筆
図 3 CV の境界線

ないすべての用途の建築物の利活用や新たな農業生産施設の建築を可能とする規制緩和が行われた。加えて、農村地域の新たな開発の機会として、魅力的な居住地を創出するために、自治体の戦略的計画に基づいて CV を指定して取り組むことができる制度が新設された。

CV は人口減少している農村地域の集落を含める必要があり、必ずしも発展を期待する場所ではなく、持続可能な集落にすることを目的とし、大規模開発が必要な集落を対象とせず、住宅の再配置や中小企業の立地などの要望を満たすための枠組みを提供するとしている。つまり、CV は 1932 年からデンマークで運用している開発を行う際に策定が必要となるローカルプランとは一線を画する制度であり、農地を保全しつつ、人口・産業の維持にとって最小限の開発を認める制度として新たに創設されている。

更に、CV の具体の境界線の定め方についても、持続可能な集落検討委員会の勧告に基づき国が策定した運用指針に細かく記載され、騒音や臭気に影響を受けない住宅配置、自然エリアの保持や集落内での存置、無闇に広がらないまとまった形状となることを推奨していることから、自然環境、住環境に最大限配慮しつつ、まとまりをもった形状を想定し、新たな開発は持続可能な集落にとって必要最小限に留める制度であると言える。

また、CV の指定は、各自治体が 4 年に 2 集落まで指定できる。その場合、自治体は CV 指定の根拠となる「集落のための戦略的計画」、CV の目的や目標、指定区域等のコムーネプランへの記載が義務付けられており、これまでの規制緩和施策とは異なり、市の空間計画の実現化施策の一端を担う制度として位置づけられたと言える。

以上の 2017 年および 2019 年デンマーク計画法改正内容の考察より、現在日本において、区域区分制度のもと、都市縁辺地域にあたる市街化調整区域で、利活用に課題を抱えている空き家³⁵⁾や統廃合で利用されなくなった小学校校舎⁴⁾と同様の課題をデンマークでも抱え、それに対応する改正内容を含んでいることが分かった。

一方で、CV は、人口減少が進む地域で、既存集落を母体とし、その範囲を少し広げたエリアに、集落の持続可能な必要な開発を認めるといった点では、日本においては、集落保全型の市街化調整区域地区計画³⁶⁾が比較的類似した制度とみることができよう。しかし、CV が対象となるエリアを人口減少集落に限定していること、都市周辺のみでなく全国土に平等に機会を与えている点で、更に、都市計画区域外も含めた低密度地域の土地利用の計画的コントロール手法として示唆を与えるものと思われる。

また、この制度で重視されているのは、新たな境界線の決め方である。都市農村地域を含めた国土全体の包括的な空間計画の根拠となる計画法という一体的土地利用法体系によっているデンマークでは、ローカルプラン策定によって、農村地域から都市地域や夏季住宅地域へ転換できたり、逆にローカルプランの廃止や市の計画に即して、都市地域や夏季住宅地域から農村地域に戻すこともできる地域を跨

る包括的な土地利用制度の仕組みとなっている。

CV の指定により、集落隣接地に新たな開発可能エリアを増やせる背景には、こうした都市や農地に跨る包括的土地利用法体系があると考えられる。そして、こうした法体系下において、適切な開発規模に抑えるために、1)自治体は集落のための戦略的計画を策定し、コムーネプランに CV の目的や目標、指定区域を明記すること、2)新たな境界線を定めるにあたっては、国の運用指針に基づき、自然環境、住環境に最大限配慮しつつ、まとまりをもった形状を想定し、新たな開発は持続可能な集落にとって必要最小限に留めることをこの制度の前提としているといえよう。

2020 年 3 月末現在で指定が確認できている 3 か所の CV の詳細事例分析に基づく制度運用の実態把握については今後の研究課題としたい。

【謝辞】

本研究は平成 29 年度（一財）越山科学技術振興財団「越山科学技術研究助成金」の助成を受け実施している。また、岐阜高専卒業生伊藤慧音さんに翻訳分析作業にご協力頂きました。末筆ながら記して心より感謝申し上げます。

【補注】

- (1)2007 年 1 月 1 日実施の自治体再編により、14 の郡(アトム)が廃止され 5 つのレギオンとなり、271 の市(コムーネ)は 98 に統合された。これにより、自治体の規模を拡大させ、医療福祉、都市計画、環境問題等多様な分野における専門性の高い人材配置と質の高いサービスの実現を目論んだ^{10) 13)}。
- (2)1970 年より運用された都市および農村地域法(by- og landzoneloven)の前身の 1949 年都市計画法改正で盛り込まれた都市開発計画(byudviklingsplan)³⁾、1938 年都市計画法改正により定められ 1977 年まで用いられたビュープラン(byplanvedtægt)³⁸⁾、1960 年から用いられている建築法(byggeloven)に基づく建築規制(byggningsvedtægt)³⁷⁾ およびローカルプランで都市開発や公共目的のために指定された地域、ビュープランまたはローカルプラン廃止後も市議会が計画地域が都市地域の環境を維持していると判断した地域。
- (3)ビュープランまたは建築規制で夏季住宅地を利用するために指定された地域、ビュープランまたはローカルプランが廃止され、市議会が計画されていた地域が夏季住宅地域の環境を維持していると判断した地域。
- (4)既往研究¹³⁾やデンマーク辞典では、農村地域を“rural zone”とされているが、本稿では原文を尊重し“land zone”を使用することとした。
- (5)1938 年から 1977 年まで用いられた計画であり、現在のローカルプランの前身にあたり、継続している地区もある³⁸⁾。
- (6)Landzonetilladelse を直訳すると「農村地域の許可」となるが、デンマークの空間計画根拠法となる計画法で規定される「許可」であり、その内容も日本の開発許可と極めて類似しているため、「開発許可」を訳語としてあてた。
- (7)開発許可の申請内容は各自治体が定めているが、基本的には土地の境界線までの距離と建物の面積を含めた状況計画、建物のサイズに関する情報(長さ、幅、全高、面積)、建物の寸法を示す平面図、断面図、外装素材と色の選択に関する情報、建設の目的を示す必要があるとされている^{39) 40)}。
- (8)市議会が検討する際の考慮事項として、各市がガイドラインに定めていることが確認できおり、例えば、Heming 市では、1)関連計画、2)農業、3)景観、4)自然保護、5)レクリエーション、6)環境保護、7)交通、8)文化・歴史、9)地域社会や人々の 9 つを挙げている³⁹⁾。
- (9)計画法 35 条 8 項より、すでに公に公開されたローカルプランに準拠している場合、開示が省略される可能性がある。
- (10)文献 12)で、具体的な事例として、イギリスでは改革は成長の円滑化に向けた試みとされ、この 15 年の間に 5 回の空間計画の改革を行い、その結果イギリスの今日の空間計画は「開発を可能にする手段」としている。
- (11)計画法および関連法(自然保護法、環境情報アクセス法)改正に対して、議員や事前の書面による自治体や各種団体から計 104 件の質問があり、その内の 5 件が CV に関する質問であった。
- (12)文献 18)P28 に「経済産業大臣は合意の当事者との議論の後、集落の将来や持続可能性について共通理解を図るための委員会を設置する」と記載。
- (13)緑のくさき地域はフィンガープランの指の間の部分を指す。
- (14)持続可能な集落検討委員会は住宅ローンサービス社 CEO を委員長とし農村共同協議会会長、農村地域の地主、都市計画研究所所長、電機部品会社 CEO、利益団体会長、スポーツ協会会長、食料品取引団体 CEO、デン

マーク小島協会会長、大学の副学部長より構成されている²²⁾。

- (15) Vallekilde は人口でなく 130 世帯と記載のため、除く 5 集落の人口。
(16) 毎年異なるテーマで、デンマークの農村協働評議会(Landdistriktes Fællesråd)とデンマーク集落協会(Landsbyerne i Danmark)から与えられる賞⁴¹⁾。
(17) 農村地域、都市地域含め市全域の土地利用計画を包括的に記述するもので、計画法でコムーネプランへの記載が義務付けられている。
(18) 自然保全を目的として自治体で作成するグリーンデンマーク地図(Grønt Danmarkskort)に示される Natura2000 を含む既存の自然地域と将来的に自然地域となる可能性のある地域のうち後者を指す⁴²⁾。
(19) ヨーロッパ連合の陸地の 18%以上と海洋領土の約 6%に及ぶ自然保護地域であり、絶滅危惧種や希少種の繁殖地や生息地となっている⁴³⁾。

【参考文献】

- 1) 酒本恭聖・瀬田史彦 (2016 年) : 立地適正化計画と市街化調整区域の土地利用コントロールに関する論議, 日本都市計画学会都市計画論文集 51-3, pp.784-790
2) 八矢恭昂・星卓志 (2018 年) 「生活利便性実態を評価した市街化調整区域における開発許可制度運用のあり方に関する研究」, 日本建築学会計画系論文第 83 巻第 745 号, pp.455-463
3) 浅野純一郎・松下建介 (2018 年) 「地方都市の市街化調整区域における介護保険福祉施設の立地状況に関する研究～豊橋市の通所系及び入所系施設を対象として～」, 日本都市計画学会都市計画論文集 53-3, pp.179-188
4) 鶴田佳子・根本一樹・佐藤雄哉・櫻木耕史 (2019 年) 「広域都市計画区域縁辺市町村の市街化調整区域における居住および生活拠点に関する研究～都市計画区域マスタープランと市町村都市計画マスタープランの比較考察を含めて～」, 日本都市計画学会都市計画論文集 54-3, pp.1403-1409
5) 斎藤勇貴・松川寿也・丸岡陽・中出文平・樋口秀 (2018 年) 「立地適正化計画策定都市での開発許可制度の方針と運用に関する研究」, 日本都市計画学会都市計画論文集 53-3, pp.1123-1129
6) 内閣府地方創生推進事務局 (2019) : 令和元年度小さな拠点の形成に関する実態調査結果, https://www.cao.go.jp/regional_management/doc/about/r1ljittai-chosa.pdf, 最終閲覧 2020/08/10
7) 吉武哲信・Michael Tophøj SØRENSEN・出口近士 (2003) : デンマークの計画システムと地域計画策定プロセスについて―北エトランド地域計画を事例として―, 土木計画学研究論文集 20-1, pp.235-241
8) 吉武哲信・出口近士(2005):デンマーク計画法における小売商業の位置づけとその運用に関する研究, 日本都市計画学会都市計画論文集 40-3, pp.925-930.
9) 西英子(2004) : コペンハーゲン大都市圏の計画理念と都市成長戦略に関する研究, 日本建築学会計画系論文第 575 号, pp.109-115.
10) 西英子(2011) : デンマークにおける地方中小都市のまちづくりに関する考察～フィンガープラン 2007 の描く都市像に着目して～日本都市計画学会都市計画論文集 46-3, pp. 877-882, 2011.10
11) Daniel Galland (2012) Understanding the Reorientations and Roles of Spatial Planning: The Case of National Planning Policy in Denmark, European Planning Studies, 20:8, pp.1359-1392
12) Kristian Olesen (2018) Planning as a barrier for growth: Analysing storylines on the reform of the Danish Planning Act, Environment and Planning C: Politics and Space, Vol. 36(4), pp.689-707
13) Helle Nørgaard (2011) Futures of rural and peripheral areas: Challenges, strategies and policies, Danish Journal of Geoinformatics and Land Management Vol.46(2011), No.1, pp.81 - 95
14) Civilstyrelsen, retsinformation.dk, <https://www.retsinformation.dk/forms/R0710.aspx?id=200614>, 最終閲覧 2020/03/24
15) Synopsis, Planloven, <https://themis.dk/synopsis/docs/Lovsamling/Planloven.html>, 最終閲覧 2020/03/25
16) Erhvervsstyrelsen(2019), Vejledning om landzoneadministration Planlovens § § 34-38, https://planinfo.erhvervsstyrelsen.dk/sites/default/files/media/publikation/vejledning_om_landzoneadministration_-_erhvervsstyrelsen_november_2019.pdf, 最終閲覧 2020/03/25
17) Erhvervsstyrelsen, Af tale: Danmark i bedre balance - bedre rammer for kommuner, borgere og virksomheder i hele landet, <https://em.dk/af tale-og-udspil/2016/af tale-danmark-i-bedre-balance-bedre-rammer-for-kommuner-borgere-og-virksomheder-i-hele-landet/>, 最終閲覧 2020/03/24
18) Regeringen, Socialdemokraterne, Dansk Folkeparti og Det Konservative Folkeparti om Danmark i bedre, Af tale mellem regeringen, Socialdemokraterne, Dansk Folkeparti og Det Konservative Folkeparti om Danmark i bedre balance - Bedre rammer for kommuner, borgere og virksomheder i hele landet(2016), <https://em.dk/media/9292/16-06-09-et-danmark-i-bedre-balance-juni-2016.pdf>, 最終閲覧 2020/03/25
19) FOLKETINGET(2017), FOLKETINGSTIDENDE C, https://www.ft.dk/ripdfs/amling/20161/lovforslag/1121/20161_1121_som_vedtaget.pdf, 最終閲覧 2020/03/25
20) FOLKETINGET, Dokumenter Samling 2016-17 lovforslag L 121, <https://www.ft.dk/samling/20161/lovforslag/1121/index.htm>, 最終閲覧 2020/08/6
21) Erhvervsstyrelsen, Literatur og links, <https://www.livogland.dk/inspirationsba se/litteratur>, 最終閲覧 2020/08/5
22) Udvalget for levedygtige landsbyer(2018), Landsbyerne - nu og i fremtiden, https://www.livogland.dk/sites/livogland.dk/files/dokumenter/publikationer/udvalget_for_levedygtige_landsbyer_2018_landsbyerne_-_nu_og_i_fremtiden.pdf, 最終閲覧 2020/08/10
23) Erhvervsstyrelsen(2020), Vejledning om planlægning for omdannelseslandsbyer, https://planinfo.erhvervsstyrelsen.dk/sites/default/files/media/publikation/vejledning_for_omdannelseslandsbyer.pdf, 最終閲覧 2020/03/24
24) Danish Ministry of the Environment(2012), Spatial planning, https://danishbusinessauthority.dk/sites/default/files/media/2012_planning_eng_guide.pdf, p28,p6, 最終閲覧 2020/03/24
25) Erhvervsstyrelsen, <http://kort.plandata.dk/spatialmap>, 最終閲覧 2020/03/24
26) Danish Ministry of the Environment(2007), Spatial planning, https://naturstyrelsen.dk/media/nst/Attachments/Planning_260907_NY6.pdf, p4, 最終閲覧 2020/03/24
27) Erhvervsstyrelsen, Aktuelle planlovsændringer, <https://planinfo.erhvervsstyrelsen.dk/aktuelle-planlovsændringer>, 最終閲覧 2020/03/24
28) Udvalget for levedygtige landsbyer(2018), Udvalget for levedygtige landsbyer - Af rapportering til regeringen -, <https://em.dk/media/9772/anbefalinger-fra-udvalget-for-levedygtige-landsbyer-pdf.pdf>, pp.56-57, 最終閲覧 2020/08/10
29) Danmarks Statistik, Befolkning og valg, <https://www.statistikbanken.dk/statbank5a/selectvarval/define.asp?PLanguage=0&subword=tabel&MainTable=FOLK1A&PXSID=199113&tablestyle=&ST=SD&buttons=0>, 最終閲覧 2020/08/08
30) Erhvervsstyrelsen(2018), Udkast Vejledning om planlægning for omdannelseslandsbyer, <https://prodstoragehoeringspo.blob.core.windows.net/0924b5fb-5713-47f6-b6ea-b0678e0ccacch/Udkast%20til%20vejledning%20for%20omdannelseslandsbyer.pdf>, 最終閲覧 2020/03/24
31) HØRING PORTALEN, Udkast til vejledning om planlægning for omdannelseslandsbyer, <https://hoeringsportalen.dk/Hearing/Details/62623>, 最終閲覧 2020/3/24
32) Erhvervsstyrelsen(2018), Befolkning og valg, <https://prodstoragehoeringspo.blob.core.windows.net/0924b5fb-5713-47f6-b6ea-b0678e0ccacch/H%20C3%B8ringsbrev.pdf>, 最終閲覧 2020/08/10
33) Erhvervsstyrelsen(2018), Høringsliste-udkast til vejledning om planlægning for omdannelseslandsbyer, <https://prodstoragehoeringspo.blob.core.windows.net/0924b5fb-5713-47f6-b6ea-b0678e0ccacch/H%20C3%B8ringsliste.pdf>, 最終閲覧 2020/03/24
34) Erhvervsstyrelsen(2017), Modernisering af planloven Juni 2017, https://lbst.dk/fileadmin/user_upload/NaturErhverv/Filer/Landbrug/Kort_Markblokke/Jordbrugsanalyser/Oplaeg_6_-_Ikke-afholdt_oplaeg_om_den_nye_planlov.pdf, 閲覧 2020/03/24
35) 松川寿也・中出文平・樋口秀 (2019) : 市街化調整区域の規制緩和を手段とした空家利活用を目的とする開発許可制度設計のあり方に関する一考察:市街化調整区域内空家の賃貸利用を許容する用途変更許可に着目して, 日本都市計画学会都市計画論文集 54-3, pp.907-914
36) 浅野純一郎(2009) : 市街化調整区域における地区計画制度活用の実態と課題に関する研究-都市計画法 12 条の一項二号ロに該当する事例を対象として-, 日本建築学会計画系論文第 74 巻第 635 号, pp.169-176
37) Ane Post og Dansk Byplanlaboratorium(2009), BYPLANHÅNDBOGEN, <https://www.byplanlab.dk/sites/default/files/Byplanhaandbogen.pdf>, p152, 最終閲覧 2020/03/24
38) 鶴田佳子・海道清信・永田晃二(2015) : コペンハーゲン市におけるローカルプラン策定数と地域特性との関連性について, 日本建築学会学術講演梗概集, pp1001-1002
39) Heming Kommune(2017), Byggeri i landzone, [https://politik.heming.dk/dagsorden/Byplanudvalget/22-10-2018/Dagsorden\(ID1742\)/Bilag/Punkt_173_Bilag_1_Bilag_1_Forslag_til_vejledning_om_byggeri_i_landzone_okt2018.pdf](https://politik.heming.dk/dagsorden/Byplanudvalget/22-10-2018/Dagsorden(ID1742)/Bilag/Punkt_173_Bilag_1_Bilag_1_Forslag_til_vejledning_om_byggeri_i_landzone_okt2018.pdf), p23,p25 最終閲覧 2020/03/24
40) Norddjurs Kommune(2013), BYGGERI I LANDZONE - EN VEJLEDNING, https://www.norddjurs.dk/media/1866510/landzonebyggeri_folder.pdf, p18, 最終閲覧 2020/03/24
41) Landdistriktes Fællesråd, Årets Landsby, <https://www.landdistrikte.dk/a-arets-landsby/>, 最終閲覧 2020/04/02
42) Danish Ministry of the Environment, Grønt Danmarkskort, <https://mst.dk/natur-vand/natur/national-naturbeskyttelse/groent-danmarkskort/>, 最終閲覧 2020/04/09
43) European Commission, Natura 2000, https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/index_en.htm, 最終閲覧 2020/04/02